

平成31年第1回臨時会 千葉市美浜区選挙管理委員会会議録

1 日 時	平成31年3月28日(木) 午前10時00分～午前10時45分					
2 場 所	委員会室					
3 出席委員	委員長	久保田 寅英	委員	陶守 奈津子		
	委員	安藤 薫	委員	山木 和子		
4 出席書記	事務局長兼選挙課長	伊藤 文一	調整担当課長	森田 浩二	広報施設担当課長	工藤 浩信
	選挙課長補佐	向井 竜樹	選挙班主査	井上 あずさ	選挙班	橋本 裕明
5 議 題	議案第12号	ポスター掲示場の設置場所の決定について				
	議案第13号	投票所の決定について				
	議案第14号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について				
	議案第15号	期日前投票所の決定について				
	議案第16号	期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて				
	議案第17号	不在者投票を行う場所等について				
	議案第18号	開票の場所及び日時の決定について				
	議案第19号	開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について				
	議案第20号	選挙管理委員会委員長の執務場所について				
	議案第21号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について				
	議案第22号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について				
	議案第23号	投票所の投票立会人の選任について				
	議案第24号	期日前投票所の投票立会人の選任について				
	議案第25号	開票管理者及びその職務代理者の選任について				
	議案第26号	選挙人名簿登録者について				
	議案第27号	選挙人名簿抹消者について				
議案第28号	選挙人名簿からの抹消者について					
6 議事の概要	<p>(1)3月1日第3回定例会の会議録の審査 第3回定例会の会議録を、案のとおり承認した。</p> <p>(2)議案第12号ポスター掲示場の設置場所の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(3)議案第13号投票所の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(4)議案第14号投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(5)議案第15号期日前投票所の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(6)議案第16号期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(7)議案第17号不在者投票を行う場所等について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(8)議案第18号開票の場所及び日時の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(9)議案第19号開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(10)議案第20号選挙管理委員会委員長の執務場所について</p>					

	<p>全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(11) 議案第21号投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(12) 議案第22号期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(13) 議案第23号投票所の投票立会人の選任について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(14) 議案第24号期日前投票所の投票立会人の選任について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(15) 議案第25号開票管理者及びその職務代理者の選任について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(16) 議案第26号選挙人名簿登録者について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(17) 議案第27号選挙人名簿抹消者について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(18) 議案第28号選挙人名簿からの抹消者について 全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(19) その他 ①美浜区投票所別有権者数(3月28日登録) ②千葉市議会議員一般選挙立候補届出に係る事前審査状況 ③千葉県議会議員一般選挙立候補届出に係る事前審査状況 ④統一地方選挙における選挙人名簿登録要件 ⑤今後の日程について</p>
7 会議経過	<p>(6) 議案第16号期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて 安藤委員:「期日前投票所が開いている時間は一般的にはどれくらいなのか。」 事務局:「期日前投票所を開く時間は原則午前8時30分から午後8時までである。投票所が2か所以上あり、1か所は午前8時30分から午後8時まで開いている場合に限り、公職選挙法で定められた範囲内で、繰り上げ又は繰り下げすることができることとなっている。」</p> <p>(18) 議案第28号選挙人名簿からの抹消者について 安藤委員:「抹消する年月日が日ごとなのはどういう理由なのか。」 事務局:「転出日から4か月経過ごとに抹消となるため、日ごとに抹消する者がいる為である。」</p> <p>(19) その他 ①から④について報告した。 併せて、統一地方選挙に関し選挙違反の通報がきており、当該候補予定者に注意するとともに、必要に応じて警察に情報提供した旨を報告した。 ⑤今後の日程について説明し、次回会議の開催は、平成31年4月7日午後3時と決定した。 各委員より他に意見がなかったので委員長により閉会した。</p>